平成２２年（フ）第１００５号
京都市山科区東野狐藪町16番地34　東野ハイツ302号室
債務者　関　　京子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
広島県尾道市平原３丁目11番22号
債務者　宮脇　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
福岡県飯塚市相田294番地25　市営清水谷住宅８棟814号
債務者　松岡　勝子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第９５号
福岡県飯塚市勢田1896番地　市営預坂団地住宅16号
債務者　内尾　幸一
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２１２号
福岡県久留米市大石町574番地１
債務者　溝江多香子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５５号
福岡県久留米市国分町1276番地１　国分スカイマンション２番館202号
債務者　今村　博子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３６号
佐賀県武雄市若木町大字本部4519番地
債務者　古場　則子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１３９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1224番地１
債務者　古川　誠二
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４０号
佐賀県鹿島市大字中村175番地１
債務者　白仁田　信
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４２号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲501番地４
債務者　水落　千草
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第５３１号
宮崎市船塚３丁目147番地　西山店舗２階
債務者　沼田　純治
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６９号
宮崎市吉村町江田原甲266番地３　逢ノ山荘
債務者　若口　武志
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８２号
宮崎市佐土原町東上那珂14587番地40
債務者　野田不三子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
宮崎県串間市大字西方5485番地
債務者　越前谷麻美（旧姓横江）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
鹿児島県鹿児島市小原町33番20号
債務者　塩村えり子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４１３号
鹿児島県鹿児島市真砂本町61番７―903号
債務者　下山美樹子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４５号
北海道沙流郡日高町富川南４丁目４番20号
債務者　鹿戸　建藏
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市住吉町２丁目１番９号
債務者　上林　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部